

# 笹っつと定期

お取扱期間  
令和8年2月2日(月)～  
令和8年9月30日(水)



募集総額  
**10億円**  
※募集総額に達し次第、  
お取扱いを終了させて  
いただきます。

オープン記念定期預金

**0.330%**  
(税引後0.262%)

店頭表示  
金利



商品名	笹塚支店オープン記念定期預金「笹っつと定期」
お取扱期間	令和8年2月2日(月)～令和8年9月30日(水) ※募集総額に達し次第、お取扱いを終了させていただきます。
ご利用いただける方	個人・法人のお客さま 令和7年11月1日(土)以降、新たにお預入れの資金、または、定期積金満期分からのお預入れ資金を対象とします。
ご預金の種類	スーパー定期預金 1年もの(自動継続)※証書、通帳式、総合口座での取扱いとなります。
お預入れ金額	お一人さま10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
適用利率	1年もの定期預金の店頭表示金利+年0.330%(税引後0.262%) 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金(1年もの)の店頭表示金利を適用します。
税金	令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には「源泉分離課税」+「復興特別所得税」20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
中途解約時の取扱い	満期日前の解約はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する場合には、利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 A:6か月未満 解約日における普通預金利率 B:6か月以上1年未満 約定利率×50%
その他	○本商品は、預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品(決済性預金は除く。)と合わせて、元本1,000万円までとお利息は保護されます。 ○継続を停止する時は満期日までにその旨をお申し出ください。継続を停止した場合のこの預金のお利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。 ○個人のお客さまは自動継続の定期預金を「総合口座」の担保とすることができます。貸越利率は担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。(マル優のお取扱いができません。)

※詳しくは窓口または渉外係までおたずねください。◎店頭商品概要説明書をご用意しております。

令和8年2月2日現在

# 昭和信用金庫 笹塚支店 移転オープン記念

## 新規口座開設 キャンペーン



キャンペーン期間：令和8年2月2日(月)～令和8年9月30日(水)

キャンペーン①  
**普通預金  
新規口座開設**  
先着**330**名さま

キャンペーン②  
**定期積金  
新規口座開設**

キャンペーン③  
**お友達を  
紹介  
してくれた方**

期間中に上記①～③の対象キャンペーンに該当されるお客さまへ

**ハチペイプレゼント**  
Hachi Pay

**1,000円分!**

ハチペイをご希望  
されない方には  
プレゼントを  
差し上げます。

プレゼントがなくなり次第終了と  
なります。また商品が予告なく変  
更となる場合もございますので、  
あらかじめご了承ください。

キャンペーンの詳細は  
裏面をご確認ください。

### キャンペーン申込書 兼 受領書 ご新規さまのご記入欄

お名前	お電話番号
ご住所	
<p>◆新規口座開設キャンペーン (①・②)</p> <input type="checkbox"/> ハチペイ 1,000円分ギフトカード <b>または</b> <input type="checkbox"/> キッチンセット <input type="checkbox"/> お掃除セット <p>◆年金受給指定・紹介キャンペーン (④)</p> <input type="checkbox"/> 旬彩カタログしんきんのつなぐ力〈繫〉	

年 月 日 (印)  
キャンペーンプレゼントを受け取りました。

### キャンペーン申込書 兼 受領書 ご紹介者さまのご記入欄

お名前	お電話番号
ご住所	
<p>ご新規さまとの関係</p> <input type="checkbox"/> 家族・親類 <input type="checkbox"/> 友人・知人 <input type="checkbox"/> その他 <p>◆お友達紹介キャンペーン (③)</p> <input type="checkbox"/> ハチペイ 1,000円分ギフトカード <b>または</b> <input type="checkbox"/> キッチンセット <input type="checkbox"/> お掃除セット <p>◆年金受給指定・紹介キャンペーン (④)</p> <input type="checkbox"/> 旬彩カタログしんきんのつなぐ力〈絆〉	

年 月 日 (印)  
キャンペーンプレゼントを受け取りました。

## 新規口座開設キャンペーン詳細

### キャンペーン①

#### 普通預金新規口座開設の詳細

#### 10,000円以上のお預入れ

- 初めて昭和信用金庫でお取引いただいた方(個人・法人)
- ご注意いただきたいこと  
最終取引より2年以上(利息の入金・本件手数料引き落としは除く。)お預入れまたは払い戻しのない普通預金口座(総合口座・決済性預金口座を含む。)は「未利用口座管理手数料」年間1,320円(消費税込)がかかります。ただし、以下の場合には対象となりません。
- 口座の残高が10,000円以上ある場合
- 当金庫と同一店内で融資取引がある場合
- 当金庫と同一店内で定期性預金、公共債等、信託、保険の取引がある場合
- 当金庫の出資会員(同一店内)である場合
- ※口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### キャンペーン②

#### 定期積金 新規口座開設の詳細

#### 契約期間2年以上かつ 契約額100万円以上

- 新たに定期積金をご契約  
いただいた方(個人・法人)
- 例：毎月の掛込金額20,000円×期間5年(60回) = 掛込総額1,200,000円

### キャンペーン③

#### お友達紹介の詳細

- 笹塚支店営業エリア内に居住もしくは勤務する個人の方をご紹介ください。
- 笹塚支店営業エリア内に法人登記もしくは事業所が存在する法人様をご紹介ください。
- ご紹介者さまは当金庫とお取引のあるお客さまに限りです。
- ご紹介者さまは何名でもご紹介可能です。
- ご紹介者さまへのプレゼントはご紹介いただいた方のご契約後となりますのであらかじめご了承ください。

### ハチペイお受取り方法について

キャンペーン申込書にご記入ください。

キャンペーン申込書は裏面下欄にあります。

通帳や証書のご返却時(ご紹介者さまは後日)にハチペイギフトカードをお渡します。

ハチペイアプリをダウンロードしてください。(ダウンロード済みの方は不要です。)

ハチペイギフトカードに印刷してある二次元バーコードを読み取るとチャージ完了です。

詳しくは窓口または渉外係までおたずねください。

令和8年2月2日現在

## 新規口座開設 年金受給指定・紹介

### キャンペーン 申込書兼受領書

こちらはウラ面です。  
表面に必要事項をご記入ください。



新規口座開設キャンペーンのハチペイをご希望されない方にはプレゼントを差し上げます！  
画像はイメージです。



## キャンペーン④

ご好評につき!  
笹塚支店  
限定にて

# 年金受給指定 年金受給紹介 キャンペーン

令和8年  
9月30日(水)  
まで期間延長!

### ご新規さま

昭和信用金庫で  
新たに公的年金振込指定をいただき、かつ、  
同日にシニア定期(1口10万円以上)を  
ご契約いただいたお客さまには、

〈グルメギフト〉  
旬彩カタログ  
しんきのつなぐ力  
繫コース  
(6,000円相当) **プレゼント**



カタログ表紙はイメージ図です。あらかじめご了承ください。

【プレゼントのお受取りに関する留意事項】  
※他金融機関から当金庫に受給変更いただいた方も対象となります。  
※既に当金庫に年金振込を指定いただいている場合は、対象となりません。  
※年金請求書または年金受給権者受取機関変更届のハガキを当金庫へご提出いただいた後、「旬彩カタログしんきのつなぐ力」をお届けします。  
※お渡しまで最長3か月程度要しますので、あらかじめご了承ください。  
※予告なく商品が変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### ご紹介者さま

お友達をご紹介くださったお客さまには、

〈グルメギフト〉  
旬彩カタログ  
しんきのつなぐ力  
絆コース  
(3,000円相当) **プレゼント**



#### ■キャンペーンのご利用方法

- 1 書いてお渡しください。ご紹介者さまはキャンペーン申込書の〈ご紹介者さまのご記入欄〉を記入の上、ご新規さまにお渡しください。
- 2 しばらくお待ちください。ご紹介者さまが当金庫へご提出いただいた後、ご紹介者さまへ「旬彩カタログしんきのつなぐ力」をお届けします。

カタログ表紙はイメージ図です。あらかじめご了承ください。

【ご紹介からプレゼントお受取りまでの留意事項】  
※ご紹介を受ける方がすでに当金庫に年金振込を指定いただいている場合は、対象となりません。  
※ご紹介を受ける方は当金庫営業エリア内の方に限りです。  
※お渡しまで最長3か月程度要しますので、あらかじめご了承ください。  
※予告なく商品が変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

「旬彩カタログしんきのつなぐ力」とは、全国の信用金庫お取引先商品を  
集めたギフトカタログとなります。

※商品お申込ハガキには有効期限がございます。

引き落としがあるから年金受給口座は変更できないという方へ!

昭和信用金庫で  
年金受給を指定

毎月1回  
他行振込手数料が無料!

引落としのある  
金融機関

笹塚支店オープン記念定期預金「笹っと定期」 商品概要

令和8年2月2日現在

1. 商品名	笹塚支店オープン記念定期預金「笹っと定期」
2. 対象者	個人のお客さま 法人のお客さま 令和7年11月1日(土)以降、新たにお預入れいただく資金、または、定期積金満期分 からのお預入れ資金を対象とします。
3. 取扱期間	令和8年2月2日(月)～令和8年9月30日(水)
4. 預金種類	スーパー定期預金 1年もの(自動継続) ※証書、通帳式、総合口座での取扱いとなります。
5. 預入金額	お一人さま10万円以上1,000万円以内(1万円単位)
6. 募集総額	10億円(募集総額に達し次第取扱いを終了します。)
7. 適用利率	預入日のスーパー定期預金1年もの利率(店頭表示)に下記利率を上乗せいたします。 十年0.330%(税引後0.262%) 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金(1年もの)の店頭表示金利を 適用します。
8. 利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付利単位を1円とし、1年を365日として日割で利息を計算します。</li> <li>・満期日前の解約はできません。ただし、当金庫がやむをえないものと認めて解約する 場合には、利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日ま での日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)に よって計算し、この預金とともに支払います。 A: 6か月未満 解約日における普通預金利率 B: 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> <li>・継続を停止する時は満期日までにその旨をお申し出ください。継続を停止した場合 のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後 の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日また は書替継続日における普通預金の利率によって計算します。</li> </ul>
9. 税金	お利息には、源泉分離課税(国税15%、地方税5%)の税金が適用されます。 ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には「復興特別所得税」が課 税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
10. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品 (決済性預金は除く。)と合わせて、元本1,000万円までとのお利息は保護され ます。</li> <li>・金利は、店舗備え付けの金利ボード、当金庫HP、または店頭までお問い合わせ ください。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続の定期預金を「総合口座」の担保とすることができます。貸越利率は担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 (マル優のお取扱いができます。)</li> </ul>
<p>11. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部（9時～17時、電和：0120 - 872 - 315）にお申出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申出ください。またお客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。</li> </ul>